

陳情や請願を議会に提出するのをインターネット上で実施できるようにする条例等の制定に関する陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第 38 号

受理年月日 平成 23 年 8 月 22 日

付託年月日 平成 23 年 9 月 27 日

陳情者
.

陳情原文 陳情や請願を提出する際には、区職員担当者に聞くと平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時までに直接区役所持参が原則で郵送でも受け付けている趣旨でしたが、平日の日中は、サラリーマンはもとより商売等仕事をされている区民が多く、わざわざ区役所に出かけるには、会社や仕事を休む必要があるため非常に不便さを感じます。現状は、インターネットで陳情等できるシステム(身元確認も簡単にできる)は、簡単にできることから、従前の陳情の仕方に追加してインターネットでの陳情等ができるようにすることは、より多くの区民への利便性や意見を吸い上げることができると思います。

つきましては、貴議会において、陳情、請願をインターネットで行える条例や規則等をぜひ、制定するよう下記の通りに陳情致します。

記

- 1 陳情、請願をインターネット上で実施できるようにするシステム構築の条例や規則等の制定
- 2 上記の条例や規則等の制定に伴い、陳情(請願)者の本人確認のための書類等の提出(インターネット上で実施可能にする等)を求める条例や規則等と職員や委託会社等の条例の制定
- 3 上記以外平日日中以外に土日や平日の午後 8 時頃まで受け付けできる条例等対応策の制定